

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

[1] 市街地の整備改善の必要性

(1) 市街地整備改善に関する現状分析

- ・ 中心市街地内では一方通行路やボトルネック交差点が散見し、円滑な交通を阻害している。
- ・ 交通量の多い大通・菜園地区を囲む4車線道路の整備が進んでいない。
- ・ バスや自動車での円滑なアクセスのための整備や歩行者・自転車を優先した交通環境の構築が十分に図られていない。
- ・ 中心市街地区域内の駐車場は、狭隘な道路に接した小規模の平面駐車場が多い。
- ・ 盛岡は積雪寒冷地であり、特に中心市街地の幹線道路の歩道において、積雪・凍結により高齢者等の安全かつ円滑な通行に支障を及ぼす可能性がある。
- ・ 中心市街地内は緑化重点地区と位置づけられ、公園・緑地の整備が進んでいる。また、都市基盤施設としての下水道整備は概ね完了している。

(2) 市街地整備改善の必要性

- ・ 魅力ある中心市街地創出のためには、活力ある経済活動の新たな基盤となる市街地の再生・再構築の促進を図る必要がある。
- ・ 城下町の特徴を活かしたうえで、交通の円滑化・バス利用の促進・4車線化による防災機能の向上により、中心市街地内の都心環状道路や幹線道路の整備を推進することが必要である。
- ・ 中心市街地の魅力向上には、民間開発との調整を図りつつ、幹線道路に面し、収容台数能力が高いなどの利用しやすい駐車場の整備の必要がある。
- ・ 都市計画道路など、それぞれの道路整備と同時に、自転車の走行空間及び駐輪空間の確保、歩道の消雪・融雪対策を行う必要がある。
- ・ 平成18年度に実施した暮らし・にぎわい再生事業による調査結果を踏まえ、河南地区におけるバスセンター周辺地区再整備や立体駐車場整備の推進が必要である。
- ・ 公園及び下水道整備については、早急に整備すべき必要性が低く、新たに中心市街地活性化に資する事業としては位置づけない。

(3) フォローアップの考え方

毎年、基本計画に位置づけた事業の進捗状況調査及び目標指標への効果を把握し、必要に応じて事業の促進などの改善措置を講じる。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
[事業名] 盛岡駅東西自由通路整備事業 (高次都市施設) [内容] 盛岡駅東西を結ぶスムーズで安全な歩行者空間としてW=6.0m、L=121.2mの自由通路を整備する。 [実施時期] 平成19～21年度	盛岡市	本事業は、これまで鉄道で分断されている印象が強かった盛岡駅の東側と西側を新たな歩行空間で結ぶことにより、北東北の拠点都市盛岡に相応しい玄関口が創出され通行量が増加することを目指す事業である。このことにより「賑わいあふれる中心市街地」に寄与する事業である。	[支援措置] まちづくり交付金 [実施時期] 平成20～21年度	盛岡駅西口地区基幹事業
				
[事業名] 市道岩手公園開運橋線整備事業 [内容] ①歩道拡幅として560m区間を整備 ②現況歩道幅員2.0mを3.0mに拡幅 ③歩道融雪整備 ④電線類の地中化 [実施時期] 平成21～24年度	盛岡市	本事業は、盛岡城跡公園周辺を市街地活性化の拠点とするために、歩道拡幅や電柱類地中化の整備事業である。盛岡城跡公園へのアクセス向上や歩道拡幅による歩行者の安全確保等により、回遊性が高まるため、「賑わいあふれる中心市街地」に寄与する事業である。	[支援措置] 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画） [実施時期] 平成21～24年度	盛岡城跡公園周辺地区
[事業名] 歴史文化施設周辺整備事業 [内容] 旧岩手県立図書館の建物を活用して整備をする歴史文化施設周辺の環境を整備する。	盛岡市	本事業は、歴史文化施設整備に併せ、施設周辺の公園をエントランスとして全面的に改修し、明るさや賑わいを感じさせる空間の形成を図り、市民や観光客等の回遊による賑わいを創出し、中心市街地が活性化することを目指す。	[支援措置] 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画） [実施期間] 平成21～23年度	盛岡城跡公園周辺地区

園路舗装、植栽工等 [実施時期] 平成 21～23 年度		このことにより「訪れたくなる 中心市街地」に寄与する事業である。		
------------------------------------	--	-------------------------------------	--	--

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
[事業名] (都計道)盛岡駅南大橋線(大沢川原)整備事業 [内容] ①都心環状道路として220m 区間を整備 ②現況幅員 8m を 28m、4 車線に拡幅 ③歩道融雪整備 ④電線類の地中化 [実施時期] 平成 18～25 年度	盛岡市	本事業は、盛岡駅西口地区や盛岡南新都市地区等から中心市街地へのアクセス性を阻害している一方通行を 4 車線化する事業である。このことにより防災性を向上させ、交通の円滑処理やバス路線の新設と利用の促進、広い道路を利用したイベント開催等が可能となり、「賑わいあふれる中心市街地」に寄与する事業である。	[支援事業] 社会資本整備総合交付金（道路事業（街路）） [実施時期] 平成 20～24 年度	
[事業名] (都計道)明治橋大沢川原線(大通)整備事業 [内容] ①都心環状道路と主要地方道を連絡する市街地幹線道路として161m 区間を整備 ②現況幅員 12m を 25m、4 車線に拡幅 ③歩道融雪整備 ④電線類の地中化 [実施時期] 平成 19～26 年度	盛岡市	本事業は、盛岡南新都市地区から中心市街地へのアクセス向上を阻害しているボトルネック交差点等を 4 車線化する事業である。このことにより、防災性を向上させ、交通の円滑処理やバス路線の新設と利用の促進により、「賑わいあふれる中心市街地」に寄与する事業である。	[支援措置] 社会資本整備総合交付金（道路事業（街路）） [実施時期] 平成 20～24 年度	
[事業名] (都計道)盛岡駅長田町線整備事業 [内容] ①中心市街地と新市街地を連絡する公共交通	岩手県	本事業は、盛岡駅西口地区や盛岡南新都市地区等から中心市街地へのアクセス向上を阻害しているボトルネック交差点等を 4 車線化する事業である。このことにより、防災性を向上させ、交通	[支援措置] 社会資本整備総合交付金（道路事業（街路）） [実施時期] 平成 20～24 年	

軸として 143m 区間を整備 ②現況幅員 15m を 25m、4 車線に拡幅 ③歩道融雪整備 ④電線類の地中化 【実施時期】 平成 19～26 年度		の円滑処理やバス路線の新設と利用の促進、広い道路を利用したイベント開催等が可能となり、「賑わいあふれる中心市街地」に寄与する事業である。	度	
【事業名】 中ノ橋通一丁目八幡町線道路整備事業 【内容】 ①コミュニティ道路整備（L=520m、W=8.5m） ②電線類地中化工事 ③歩道の融雪工事 【実施時期】 平成 16～22 年度	盛岡市	本事業は、通勤・通学道路でもあり、かつ伝統ある行祭事には、多くの市民や観光客が集まる通りでもある当該道路を整備する事業である。 このことにより、安全安心な通行はもとより、イベントの開催や空き店舗の活用などによる、八幡町通りの活性化に向けた地元主体の様々な取り組みや、門前町らしい統一した趣のある町なみ創出に向けて、地元のルールづくりなどの取り組みが期待でき、「賑わいあふれる中心市街地」・「訪れたくなる中心市街地」に寄与する事業である。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金（道路事業） 【実施期間】 平成 16～22 年度	
【事業等名】 自転車利用促進事業 【内容】 自転車駐輪場と走行レーンの設置 【実施時期】 平成 20～26 年度	盛岡市	本事業は自転車駐輪場等を設置し自転車の利用促進を図ることにより、基本方針である「暮らしや便利さを感じる中心市街地の形成」を目指す事業である。 このことにより、「賑わいあふれる中心市街地」に寄与する事業である。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金（道路事業（街路）と一体の効果促進事業） 【実施期間】 平成 20～24 年度	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
[事業等名] 大通三丁目地区再開発ビル建設事業 [内容] 建物整備概要 ①地上 5 階建、延べ≒11,700 m ² ②1 階～2 階：店舗 ③3 階～5 階、R 階：駐車場 ④回遊性が高い郊外型と異なる商業施設整備とする。 [実施時期] 平成 20～21 年度	三田農林株式会社	本事業の実施により、雇用拡大や駐車場不足の解消が期待できる。また商店街の連続性ができることで周辺商店街が活性化し、回遊性や集客力のアップが期待できるため、「賑わいあふれる中心市街地」に寄与する事業である。		
[事業名] バスセンター周辺地区再整備事業（複合交通センター） [内容] バスセンターとその周辺地を含めた敷地の共同化と高度利用による複合施設を整備する。 ①1 階の交流広場・バスセンター待合等交流施設整備と区画道路整備 [実施時期] 平成 22～24 年度	盛岡市・盛岡まちづくり(株) 他	本事業は、バスセンター敷地と周辺街区の安全性や防災性に配慮した一体的整備や、バスを主体とした交通ターミナル機能を中心に、商業機能など集客性の高い施設や多様な年齢層が共同で生活する居住施設等を併設した複合施設の整備を行い、古くからの経済的文化的中心であった河南地区の核施設として地区の魅力の向上と賑わいの創出を目指す事業である。 このことにより、交通ターミナル機能による近隣・広域からのバス利用者や集客性の高い施設による来街者観光客等の増加と居住施設による定住人口の増加が		

		期待でき、「賑わいあふれる中心市街地」に寄与する事業である。		
【事業等名】 市税の減免制度 【内容】 ①優良建築物等整備事業制度要綱に基づき実施される、優良再開発型優良建築物等整備事業により建築された建築物及び同事業によらないが同事業の要件に適合し建築された建築物に対し、盛岡市市税条例の規定に基づく固定資産税及び都市計画税の減免を行う。 【実施時期】 平成 20 年度～	盛岡市	本制度は、建築物の固定資産税及び都市計画税の減免をすることにより、再開発型整備事業が促進されることによる市街地の整備改善及び中心市街地の活性化を目指す制度である。 このことにより、「賑わいあふれる中心市街地」に寄与する制度である。		

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

〔1〕都市福利施設の整備の必要性

（1）都市福利施設の現状

- ・ 教育施設については、市中心部に図書館や多くの学校が設置されている。
- ・ 博物館施設については、市内に立地する博物館施設（類似施設含む）18施設のうち、中心市街地に立地している施設は3施設のみであり、施設入館者による交流人口の不足は、中心市街地衰退の一因と考えられる。
- ・ 医療施設については、岩手医科大学附属病院のほか、多くの個人病院が立地している。また、平成20年4月の中核市移行に伴い保健所を設置している。
- ・ 社会福祉施設については、市全域に立地しており、中心市街地にもいくつかの施設が立地している。なお、社会福祉施設における新たな動きとして、高齢化に伴う住み替え需要に対応した介護福祉関連施設併設型高齢者向けマンションが、民間開発により中心市街地に整備されている。
- ・ 次世代育成支援のために、大通地区に「盛岡市つどいの広場」を開設し、子育て中の親子が気軽につどい、仲間づくりや交流の場として利用している。

（2）都市福利施設整備の必要性

- ・ 教育文化施設のうち、新たな学校・図書館を中心市街地に設置する必要性は低い。一方、未利用地である旧県立図書館跡地を「盛岡市歴史文化施設」として整備し、中心市街地の憩いと賑わい創出につなげる必要がある。
- ・ 医療施設及び社会福祉施設整備については、施設運営のノウハウを有するNPOなどの民間との協働により、中心市街地内居住者等に質の高いサービス提供実施を図る必要がある。
- ・ また、バスセンター整備による公共交通機関の施設機能充実により、中心市街地への来街者の増加を図り、教育文化・医療・社会福祉施設への回遊性を高める必要がある。

（3）フォローアップの考え方

毎年、基本計画に位置づけた事業の進捗状況調査及び目標指標への効果を把握し、必要に応じて事業の促進などの改善措置を講じる。

〔2〕具体的事業の内容

（1）法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

（2）①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
--------------	------	-------------------	---------------	--------

〔事業名〕 歴史文化施設整備事業 (高次都市施設と地域 創造支援事業の合築施 設) 〔内容〕 旧岩手県立図書館の建 物を活用し、延べ面積 約 4,700 m²の施設を整 備する。 施設の主な機能等は下 記のとおり ①歴史文化展示 南部家資料を中心に、 盛岡の歴史を総合的・ 通史的に紹介する。 ②文化観光交流 観光集客機能をメイン とし、近代の暮らし文 化や祭り・年中行事等 を紹介する。 ③市民活動支援 市民の多様な活動を支 援するとともに、様々 な人の交流を実現す る。 ④収蔵 展示機能とともに、歴 史資料等の有効な保存 活用を図る。 〔実施時期〕 平成 18～23 年度	盛岡市	本事業は歴史文化施設を整備 することで、南部家資料を中心と した歴史資料等の活用を図り、盛 岡の暮らし文化や祭り・年中行事 等を紹介することにより、生涯学 習・市民協働の拠点として機能す るだけでなく、盛岡城跡、周辺城 下町が魅力的な観光資源として 機能し、市民や観光客等の滞留・ 回遊により賑わいを創出し、中心 市街地が活性化することを目指 している。 このことから、本事業は「訪れ たくなる中心市街地」に寄与する 事業である。  県立図書館跡(H19.8)	〔支援措置〕 社会資本整備総 合交付金（都市 再生整備計画） 〔実施期間〕 平成 20～23 年 度	盛岡城 跡公園 周辺地 区
〔事業名〕 バスセンター周辺地区 再整備事業（都市機能 導入施設） 〔内容〕 バスセンターとその周 辺地を含めた敷地の共 同化と高度利用による	盛岡市・盛岡まちづくり(株)他	本事業は、敷地が手狭なためバスの車両増加に対応できない等機能を十分に発揮できない状況に加え、施設の老朽化が進んでいるバスセンターについて抜本的なリニューアルを図るものである。 本事業によりバスセンター敷	〔支援措置〕 社会資本整備総 合交付金（暮らし・にぎわい再生事業） 〔実施期間〕 ●調査計画	

複合施設を整備する。 ①調査計画 再生事業計画の作成 [実施時期] 平成 20～21 年度 ②施設整備 公益施設としてのバス ターミナル機能の整備 と都市機能の導入施設 として共同住宅、ケア マンションや店舗・飲 食及びクリニック、子 育て支援等の福祉施設 を整備する。 [実施時期] 平成 22～24 年度		地と周辺街区の安全性や防災性 に配慮した一体的整備や、バスを 主体とした交通ターミナル機能 を中心に、商業機能など集客性の 高い施設や多様な年齢層が共同 で生活する居住施設等を併設し た複合施設の整備を行い、古くか らの経済的文化的中心であった 河南地区の核施設として地区の 魅力の向上と賑わいの創出を目 指すものである。 このことから本事業は交通ター ミナル機能による近隣・広域か らのバス利用者や集客性の高い 施設による来街者観光客等の増 加と居住施設による定住人口の 増加が期待でき、「賑わいあふれ る中心市街地」に寄与する事業で ある。	平成 20～21 年 度 ●施設整備 平成 22～24 年 度	
---	--	--	---	---

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業
該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施 時期	実施主 体	目標達成のための位置付け及び 必要性	支援措置の内容 及び実施時期	その他 の事項
[事業名] 盛岡城跡保存整備事業 [内容] ①修理報告書編集刊行 ②石垣変位調査 ③三の丸南東・北・西 部の石垣修理工事 [実施時期] 昭和 59～平成 28 年度	盛岡市 ・盛岡 市教育 委員会	近世城郭である国指定史跡「盛 岡城跡」は築城後 400 年以上を経 過しており、平成 18 年には明治 39 年の「岩手公園」開園 100 年目 を迎えた。中心市街地に位置し、 市民が集う都市公園でもあり、本 事業により安全・防災面から 400 年経過した石垣の修復工事を行 うものである。 このことから本事業は「訪れた くなる中心市街地」に寄与する事 業である。	[支援措置] 史跡等・登録記 念物保存整備費 [実施期間] 平成 20～24 年 度	
[事業名] 盛岡城跡保存整備事業	盛岡市	史跡管理上、指定地内の公園・ 境内地及び商業地の現状変更等	[支援措置] 史跡等保存管理	

〔内容〕 ●盛岡城跡保存管理計画策定 〔実施期間〕 平成 21～23 年度		の取扱いや今後の整備事業の指針となる保存管理計画が急がれているため、本事業は将来的に「盛岡城跡を中心としたまちづくりビジョン」に呼応した事業計画の策定を目指すものである。 このことから本事業は、「訪れたい中心市街地」に寄与する事業である。	計画等策定費 〔実施期間〕 平成 21～23 年度	
〔事業名〕 つどいの広場管理運営事業 〔内容〕 子育て中の親子を対象に、子育てや育児について気軽に相談できる相手や仲間が集う場所「つどいの広場」を NPO 法人との協働事業として実施する。 〔実施時期〕 平成 18 年度～	盛岡市・NPO 法人	本事業は子育てへの不安や負担感の軽減を図ることのほか、NPO 法人との協働により彼らの新たな活動の場所を創出しながら、子どもの笑顔があふれるまちづくりや中心市街地を訪れる新たなきっかけづくりを目指すものである。 このことから、本事業は「賑わいあふれる中心市街地」及び「訪れたい中心市街地」に寄与する事業である。	〔支援措置〕 子育て支援交付金 〔実施期間〕 平成 20～24 年度	
〔事業名〕 地域包括支援センター運営事業 〔内容〕 ①二次予防事業の対象者にかかる介護予防ケアマネジメント業務 ②総合相談・支援事業 ③高齢者虐待防止・権利擁護事業 ④包括的・継続的支援事業 〔実施時期〕 平成 18～26 年度	盛岡市	本事業は高齢化が急速に進行する中、中心市街地を含め、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、心身の健康維持、生活の安定、保健・福祉・医療の向上と増進のための必要な援助、支援を実施する中核機関として設置、運営するものである。 本事業により、高齢者人口が急増する中心市街地全体の活力の低下を防ぐとともに、高齢者等が安心して生き生きと生活ができるまちづくりを目指すものであり、「賑わいあふれる中心市街地」に寄与する事業である。	〔支援措置〕 地域支援事業交付金 〔実施期間〕 平成 20～24 年度	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 バスセンター周辺地区再整備事業（複合交通センター） 再掲 【内容】 バスセンターとその周辺地を含めた敷地の共同化と高度利用による複合施設を整備する。 ① 1 階の交流広場・バスセンター待合等交流施設整備と区画道路整備 【実施時期】 平成 22～24 年度	盛岡市・盛岡まちづくり（株）他	本事業は、バスセンター敷地と周辺街区の安全性や防災性に配慮した一体的整備や、バスを主体とした交通ターミナル機能を中心に、商業機能など集客性の高い施設や多様な年齢層が共同で生活する居住施設等を併設した複合施設の整備を行い、古くからの経済的文化的中心であった河南地区の核施設として地区の魅力の向上と賑わいの創出を目指す事業である。 このことにより、交通ターミナル機能による近隣・広域からのバス利用者や集客性の高い施設による来街者観光客等の増加と居住施設による定住人口の増加が期待でき、「賑わいあふれる中心市街地」に寄与する事業である。		
【事業名】 市税の減免制度 再掲 【内容】 ①優良建築物等整備事業制度要綱に基づき実施される、優良再開発型優良建築物等整備事業により建築された建築物及び同事業によらないが同事業の要件に適合し建築された建築物に対し、盛岡市市税条例の規定に基づく固定資産税及び都市計画税の減免を行う。 【実施時期】 平成 20 年度～	盛岡市	本制度は、建築物の固定資産税及び都市計画税の減免をすることにより、再開発型整備事業が促進されることによる市街地の整備改善及び中心市街地の活性化を目指す制度である。 このことにより、「賑わいあふれる中心市街地」に寄与する制度である。		

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

〔1〕 街なか居住の推進の必要性	
(1) 街なか居住の推進の現状 ・ 中心市街地では、活発な民間マンションの建設により人口及び世帯が増加している。 ・ 肴町には、医療・介護など高齢者福祉関連施設と高齢者マンションの複合施設が建設されるなど、少子高齢時代に対応した民間開発の動きも活発化している。 (2) 街なか居住推進の必要性 ・ 少子高齢社会の進展や行政の投資効率の向上の観点から、コンパクトに機能が集約した中心市街地への街なか居住の推進の必要性は高い。 ・ 良好な市街地住宅の供給等に資する民間開発事業を一層支援し、中心市街地の活性化に資する居住人口の増加を図ることが必要である。 ・ 本市における公営住宅整備については、現在地での建替えや住戸改善事業を重点的に実施しており、現在のところ、低所得者に対して市内他地域と比較して高家賃となることが想定されことから、中心市街地に新たな公営住宅を設置する計画は見込んでいない。	
(3) フォローアップの考え方 毎年、基本計画に位置づけた事業の進捗状況調査及び目標指標への効果を把握し、必要に応じて事業の促進などの改善措置を講じる。	

〔2〕 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
〔事業名〕 バスセンター周辺地区再整備事業（都市機能導入施設）再掲 〔内容〕	盛岡市・盛岡まちづくり(株)	本事業は、敷地が手狭なためバスの車両増加に対応できない等機能を十分に発揮できない状況に加え、施設の老朽化が進んでいるバスセンターにつ	〔支援措置〕 社会資本整備総合交付金(暮らし・にぎわい再生事業)	

バスセンターとその周辺地を含めた敷地の共同化と高度利用による複合施設を整備する。 ①調査計画 再生事業計画の作成 【実施時期】 平成 20～21 年度 ②施設整備 公益施設としてのバスターミナル機能の整備と都市機能の導入施設として共同住宅、ケアマンションや店舗・飲食及びクリニック、子育て支援等の福祉施設を整備する。 【実施時期】 平成 22～24 年度	他	いて抜本的なリニューアルを図るものである。 本事業によりバスセンター敷地と周辺街区の安全性や防災性に配慮した一体的整備や、バスを主体とした交通ターミナル機能を中心に、商業機能など集客性の高い施設や多様な年齢層が共同で生活する居住施設等を併設した複合施設の整備を行い、古くからの経済的文化的中心であった河南地区の核施設として地区の魅力の向上と賑わいの創出を目指すものである。 このことから本事業は交通ターミナル機能による近隣・広域からのバス利用者や集客性の高い施設による来街者観光客等の増加と居住施設による定住人口の増加が期待でき、「賑わいあふれる中心市街地」に寄与する事業である。	【実施期間】 ●調査計画 平成 20～21 年度 ●施設整備 平成 22～24 年度	
--	---	---	---	---

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業
該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 地域包括支援センター運営事業 再掲 【内容】 ①二次予防事業の対象者にかかる介護予防ケアマネジメント業務 ②総合相談・支援事	盛岡市	本事業は高齢化が急速に進行する中、中心市街地を含め、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、心身の健康維持、生活の安定、保健・福祉・医療の向上と増進のための必要な援助、支援を実施する中核機関として設置、運営するものである。	【支援措置】 地域支援事業交付金 【実施期間】 平成 20～24 年度	

業 ③高齢者虐待防止・権利擁護事業 ④包括的・継続的支援事業 [実施時期] 平成 18～26 年度		このことにより、高齢者人口が急増する中心市街地全体の活力の低下を防ぐとともに、高齢者等が安心して生き生きと生活ができるまちづくりを目指すものであり、「賑わいあふれる中心市街地」に寄与する事業である。		
---	--	---	--	--

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
[事業等名] 中ノ橋通一丁目プロジェクト [内容] 建物整備概要 ①地下 1 階地上 21 階建、延べ約 36,000 m ² ②地下 1～地上 4 階：百貨店 ③地上 5 階～21 階：分譲マンション 開発計画、コンセプト 魅力溢れる都心商業施設と都市居住型のコミュニティとして先進でモデルとなりうるプランニング [実施時期] 平成 20～24 年度	株式会社 中三	本事業は河南地区で最も都市機能のポテンシャルが高い中ノ橋通周辺に、雇用を確保しつつ設備を更新した商業施設、周辺住民の健康を促進する施設や余暇を充実させる生涯学習施設、及び快適なまちなか居住施設を集積することで、そこに住む人々にとっては、日常の気軽な界限性を、周辺地域から来街する人々にとっては、活力と賑わいの創出の場となることを目指す事業である。 このことにより、都心の求心力を高める効果があることが期待され、「賑わいあふれる中心市街地」に寄与する事業である。		
[事業名] 盛岡表参道・暮らしと賑わい再生事業 [内容] 民間によるマンシ	宮城開発(株)	本事業は、肴町商店街や「もりおか啄木・賢治青春館」等の観光文化施設、市民の憩いの場である中津川、公共交通の拠点である盛岡バスセンターがあ		

ヨン建設事業 R C 造 14 階建 [実施時期] 平成 22～24 年度		る区域にマンションを建設する事業である。 日常生活を徒歩や自転車、公共交通機関の利用により済ませることができ、回遊を楽しむことができる地域への立地であるため、交流人口が増加し、地域の活性化を促すことから、「賑わいあふれる中心市街地」に寄与する事業である。		
--	--	---	--	--

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項

〔1〕 商業の活性化の必要性

(1) 商業の活性化の現状

- ・ 中心市街地においては商業統計調査による商店数、商品販売額とも減少傾向にあり、特に平成 16 年調査時には 14 年比で、商店数 8%、商品販売額で 18% の減少など大きな落ち込みが見られた。空き店舗においても年々増加傾向にあり、特に 17 年度は前年比 19.5% 増加となり、以降大幅な増加が続いている。
- ・ 中心市街地においては、ダイエー盛岡店の撤退で衰退が加速する懸念があったが、跡地に MOSS ビルが建設され、新たな大通地区内の核店舗が出来た。
- ・ 市の郊外に相次いで大規模小売店舗がオープンしている。
- ・ 観光面においては、さんさ踊りやチャグチャグ馬コなど伝統行事を中心とするイベントの開催などで振興を図っており、観光客は増加しているものの、滞在型の観光客は減少している。

(2) 商業の活性化の必要性

- ・ 商業者・商店街組合・商工団体・行政・市民が連携し、「映画館通り」に代表される映画文化などの地域資源の活用やハンギングバスケット設置により、商店街の魅力を向上させることが必要である。
- ・ 商店街を新たなコミュニティの場と位置づけ、商店街研修等により人間関係という付加価値がついた『おもてなしの商業』など新たな発想で各種事業を実施する必要がある。
- ・ 空き店舗の活用や個店の魅力向上、高齢時代に対応した商店街の環境整備を図ると共に、商店街と中心市街地内大規模小売店舗との補完し合う関係の構築を目指す必要がある。なお、中小小売商業高度化事業及び特定商業施設整備事業については具体的な事業がないが、今後民間事業者の計画が提案された場合は、協議など適切な対応を行う。
- ・ 大規模小売店舗立地法の特例措置を活用して、中心市街地内の大型低利用地の解消策が必要である。
- ・ 住民や来街者の視点に立ち、商店街の情報発信に努め、一層の集客を図ることが必要である。
- ・ 歴史的建造物や古い街並みなど、既存の都市ストックを活用し、一層の観光客誘致事業に取り組む必要がある。

(3) フォローアップの考え方

毎年、基本計画に位置づけた事業の進捗状況調査及び目標指標への効果を把握し、必要に応じて事業の促進などの改善措置を講じる。

〔2〕 具体的事業の内容等

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業等

事業等名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
〔事業名〕 大規模小売店舗立地法特例区域の設定の要請 〔内容〕 大規模小売店舗立地法の手続きを適用除外とする「第一種特例区域」の設定についての県への要請。 〔実施時期〕 平成 20 年度～	盛岡市	中心市街地に多くの集客力を有する大規模小売店舗の出店を促進する措置であり、空き店舗の有効活用のほか、「賑わいあふれる中心市街地」に必要な措置である。	〔支援措置〕 大規模小売店舗立地法の特例 〔実施時期〕 平成 20 年度～	

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
〔事業等名〕 「映画の街盛岡」推進事業 〔内容〕 行政と市民や関係団体等が連携し、路地小路ネーミング、ミニシアターなどの実施により「映画の街盛岡」の情報発信を行う。 〔実施時期〕 平成 19～24 年度	盛岡市	本事業は、映画文化を地域資源として活用し、「映画の街盛岡」の情報発信を行なうとともに、近隣の商店街、大型店等が連携し、商業の活性化を図り、市中心部の魅力向上を図ることを目指す事業である。 このことにより、「賑わいあふれる中心市街地」「訪れたくなる中心市街地」に寄与する事業である。	〔支援措置〕 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画） 〔実施時期〕 平成 20～24 年度 盛岡市・構成団体負担金	盛岡城跡公園周辺地区
〔事業名〕 映画祭開催事業 〔内容〕	盛岡市	本事業は、「映画の街盛岡」推進事業の一環であり、映画文化を地域資源として活用し、映画祭を開催するとともに、近隣	〔支援措置〕 社会資本整備総合交付金（都市再	盛岡城跡公園周辺地区

行政と市民や関係団体等が連携し、「映画祭」の開催を通じて「映画の街盛岡」の情報発信を行なう。 ①映画上映 ②大通商店街映画祭開催フェア ③シネマストリートバンド ④商店街シネマディスプレイ大会 【実施時期】 平成 19 年度～		の商店街、大型店等が連携し、商業の活性化を図り、市中心部の魅力向上を図ることを目指す事業である。 このことにより、「賑わいあふれる中心市街地」及び「訪れたい中心市街地」に寄与する事業である。	生 整 備 計 画) 【実施時期】 平成 20 年～ 24 年度 盛岡市・構成団体負担金、民間協賛金	
【事業名】 商店街イベント事業 【内容】 商店街等が主催するイベント等について、盛岡市商店街連合会を通じその経費の一部を補助する。 【実施時期】 平成 19 年度～	盛岡市商店街連合会 各商店街等	本事業によるイベントの開催により、商店街と地域住民とが密接に結びつくこととなり、商店街の魅力向上に大きく貢献し集客力が高まることを目指すものである。 このことにより、「賑わいあふれる中心市街地」及び「訪れたい中心市街地」に寄与する事業である。	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 20 年度～	
【事業名】 商店街活性化支援事業 【内容】 ①ストリートステージ支援事業 商店街をステージに、市民等が主体となって企画・実施する事業を支援する。 ②フラワーコミュニケーション事業 地域住民や小学校等と連携し、商店街などを使用して花・木で装飾する事	盛岡市商店街連合会 各商店街等	本事業は、商店街を商業・サービス業の場としてだけではなく、今まで以上に市民共有の公共の場と捉え、様々な市民企画の発表の場として活用する事業である。 このことにより、「賑わいあふれる中心市街地」及び「訪れたい中心市街地」に寄与する事業。	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 20 年度～	

業を支援する。 【実施時期】 平成 19 年度～				
【事業名】 お城を中心としたまちづくり事業 【内容】 ①旧町名由来板の設置 ②ビクトリアロード整備 ③案内表示板整備 【実施時期】 平成 21～23 年度	盛岡市等	本事業は、城下町盛岡の原点であり、その象徴でもある盛岡城跡公園（岩手公園）を中心として、人々が交流する賑わいのあるまちづくりを推進するとともに、盛岡城跡公園と、その周辺部での案内表示板、誘導サイン、旧町名由来板の設置、並びに城下町らしさにこだわった、和風の風格あるまちづくりにより観光面での魅力の向上を図り、中心市街地における人々の交流と賑わいの回復を促進させることで、歩いて楽しむ街盛岡の実現を目指す事業である。 このことにより、「訪れたい中心市街地」に寄与する事業である。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画） 【実施時期】 平成 21～23 年度	盛岡城跡公園周辺地区
【事業名】 フラワーバスケット事業 【内容】 ①商店街等へのフラワーバスケット器材の無料貸付 ②フラワーバスケットの材料購入、製作、運搬、取付け、撤去に要する費用の支援 【実施時期】 平成 16～24 年度	盛岡市	本事業は、商店街等によるハンギングバスケットの設置によって花と緑を演出し、人々が道路を歩くこと自体を楽しめるような道路沿道の魅力アップを目指す事業である。 このことにより、潤いのある空間形成を通じて、「賑わいあふれる中心市街地」及び「訪れたい中心市街地」に寄与する事業である。	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 20 年度～	盛岡市補助金
【事業名】 空き店舗活用促進事業	盛岡市	本事業は新規出店を支援する制度の整備により、商店街へ	【支援措置】 中心市街地	盛岡市補助金

【内容】 盛岡市内の中心市街地の商店街等に有る空き店舗を活用して出店する事業者に対して、改装費の1/2（上限300,000円）を補助する。 【実施時期】 平成17～24年度		の出店意欲を促進し、商店街の連続性が確保されることを目指している。また、チャレンジショップ事業との連携により、新規創業の支援として活用が期待できる事業である。 このことにより、「賑わいあふれる中心市街地」に寄与する事業である。	活性化ソフト事業 【実施時期】 平成20年度～	
【事業名】 個店魅力アップ・空き店舗活用支援事業 【内容】 専門相談員を配置し、次の事業を実施する。 ①既存店及び新規出店に対する魅力アップ等のための個別指導 ②空き店舗の情報収集と情報提供 ③空き店舗対策補助金の受付事務 ●チャレンジショップの企画実施 【実施時期】 平成17～24年度	盛岡市	本事業は、専門相談員が各個店を継続的に巡回し、個別に専門的な見地からの指導・助言を行なうことにより、個店の魅力向上を目指すものである。また、雇用の拡大にもつながることを期待できる事業である。 このことにより、「賑わいあふれる中心市街地」に寄与する事業である。	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成20年度～	
【事業名】 夏祭り（盛岡さんさ踊り）の開催 【内容】 行政、商工団体及び民間団体・企業等が連携して、毎年8月に「盛岡さんさ踊り」を実施する。 ①パレード・輪踊り ②地域芸能等のステージ	盛岡さんさ踊り実行委員会	本事業は、中心市街地を活性化させるために、伝統芸能を地域資源として活用し、市内外からの多くの観客を迎えることにより、近隣の商店街の活性化を図り、市中心部の魅力向上を図ることを目指す事業である。 このことにより、「賑わいあふれる中心市街地」及び「訪れたい中心市街地」に寄与する事業である。	【支援措置】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成20年度～	盛岡市負担金、民間協賛金

披露等				
〔実施時期〕 昭和 53 年度～				
〔事業等名〕 盛岡おもてなし度 UP 事業 〔内容〕 盛岡市、観光団体及び事業者等が連携して、次の事業を実施する。 ①おもてなし度 UP 事業 接遇等の研修会実施・駅観光案内所の運営等 ②地元知識向上事業 市民を対象とした地元観光意識の向上事業（地元学、ボランティアガイド養成等）。 ③情報発信事業 HP の充実 ④街並み整備 景観・観光ルート整備、利用しやすい街づくり等。 ⑤NHK 連続テレビ小説「どんど晴れ」を活用した観光振興事業 〔実施時期〕 平成 19～24 年度	おもてなし推進協議会	本事業は、遠来の観光客に市を挙げて「もてなしの心」で接することにより、単なる名所観光にとどまらない観光交流が生まれ、観光客リピートや口コミなどによる観光客誘致促進効果が上がることを目指す事業である。このことにより、「賑わいあふれる中心市街地」・「訪れたくなる中心市街地」に寄与する事業である。	〔支援措置〕 中心市街地活性化ソフト事業 〔実施時期〕 平成 20 年度～	
〔事業名〕 盛岡スクエア事業（まちなかポータルプロジェクト：戦略補助） 〔内容〕 中心市街地の入り口にある商業施設クロステラス盛岡において、中心市街地の催事や観光に関する	三田農林株式会社	本事業は、中心市街地の入口に立地する商業施設クロステラス盛岡において、中心市街地の催事や観光に関する情報発信等を行うことにより、観光客や市民等が中心市街地を回遊することを促す事業である。 まちなか情報の発信拠点として様々な情報を 1 か所で手	〔支援措置〕 戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金 〔実施時期〕 平成 24 年度	

情報発信事業を実施する。 [実施時期] 平成 24 年度～		軽に分かりやすく提供することで、観光客や市民等の回遊を高めようとする事業である。 このことにより、「賑わいあふれる中心市街地」に寄与する事業である。		
-------------------------------------	--	---	--	--

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業等名】 商店街研修事業 【内容】 商店街等の活性化を図るための専門家の活用 【実施時期】 平成 20 年度～	盛岡市中心市街地活性化協議会・各商店街等	本事業により、専門家から商店街等の様々な問題にアドバイスを受けるとともに、商店街を新たなコミュニティの場と位置づけ、人間関係という付加価値がついた『おもてなしの商業』など新たな発想で、対応していくことにより、商店街の魅力向上に大きく貢献し集客力を高めることを目指すものである。 このことにより、「賑わいあふれる中心市街地」に寄与する事業である。	【支援措置】 中心市街地商業活性化アドバイザー派遣事業 【実施時期】 平成 22 年度～	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業等名】 中ノ橋通一丁目プロジェクト 再掲 【内容】 建物整備概要 ①地下 1 階地上 21 階建、延べ約 36,000 m ²	株式会社中三	本事業は河南地区で最も都市機能のポテンシャルが高い中ノ橋地区に、雇用を確保しつつ設備を更新した商業施設、周辺住民の健康を促進する施設や余暇を充実させる生涯学習施設、及び快適なまち		戦略的中心市街地商業等活性化支援事業補助金

②地下 1～地上 4 階：百貨店 ③地上 5 階～21 階：分譲マンション 開発計画、コンセプト 魅力溢れる都心商業施設と都市居住型のコミュニティとして先進でモデルとなりうるプランニング [実施時期] 平成 20～24 年度		なか居住施設を集積することで、そこに住む人々にとっては、日常の気軽な界限性を、周辺地域から来街する人々にとっては、活力と賑わいの創出の場となることを目指す事業である。 このことにより、都心の求心力を高める効果があることが期待され、「賑わいあふれる中心市街地」に寄与する事業である。		の活用を検討
[事業名] バスセンター周辺地区再整備事業（戦略補助） [内容] バスセンターとその周辺地を含めた土地整備や敷地の共同化と高度利用による共同化複合ビルを建設する。 ①中層階の飲食・商業施設、福祉施設（子育て・ケア・クリニックなど）の整備 [実施時期] 平成 22～24 年度	盛岡まちづくり(株)	本事業は、土地の利用権を定期借地権等で集約を図り、所有と利用の分離を図る等の先進的なまちづくりの手法などの検討を行い、バスセンター敷地と周辺街区の安全性や防災性に配慮した一体的整備や、総合的な交通ターミナル機能を中心に、商業機能など集客性の高い施設や多様な年齢層が共同で生活する居住施設等を併設した複合施設の整備を行い、古くからの経済的文化的中心であった河南地区の核施設として地区の魅力の向上と賑わいの創出を目指す事業である。 このことにより、交通ターミナル機能による近隣・広域からのバス利用者や集客性の高い施設による来街者観光客等の増加と居住施設による定住人口の増加が期待でき、「賑わいあふれる中心市街地」に寄与する事業である。		戦略的中心市街地商業等活性化支援事業補助金の活用を検討
[事業名]	盛岡大	本事業は、各商店街や個店		

盛岡スクエア事業 【内容】 中心市街地の3商店街、3大型店の連携により、共同販売促進事業や当該地区の活性化のための研究等を実施する。(歳末フェスタ、春咲きフェスタ、共通スクラッチカード発行、セミナー) 【実施時期】 平成19年度～	通商店街協同組合・(株)川徳・東大通商業振興会・映画館通りまちづくり協議会・盛岡大通ショッピング&スクリーン・三田農林株式会社	がそれぞれ対応策を実施していた取り組みを面的に実施することにより、郊外大型店の進出等により、低下傾向にある中心市街地の吸引力を高め、エリアとしての魅力が向上することを目指す事業である。 このことにより、「賑わいあふれる中心市街地」に寄与する事業である。		
【事業等名】 大通三丁目地区再開発ビル建設事業再掲 【内容】 建物整備概要 ①地上5階建、延べ≒11,700㎡ ②1階～2階：店舗 ③3階～5階、R階：駐車場 ④回遊性が高い郊外型と異なる商業施設整備とする。 【実施時期】 平成20～21年度	三田農林株式会社	本事業の実施により、雇用拡大や駐車場不足の解消が期待できる。また商店街の連続性ができることで周辺商店街が活性化し、回遊性や集客力のアップが期待できるため、「賑わいあふれる中心市街地」に寄与する事業である。		
【事業名】	盛岡市	本事業は、城下町盛岡の原		

お城を中心としたまちづくり事業 【内容】 ①お城とその周辺地区において、商工団体や市民活動団体等との協働のもと、お城を中心としたまちづくり計画を策定する。 ②観光バス駐車場整備 ③歴史的景観をテーマとした都市景観シンポジウムの開催 ④様々なイベントについての情報発信 【実施時期】 平成 19～24 年度	等	点であり、その象徴でもある盛岡城跡公園（岩手公園）を中心として、人々が交流する賑わいのあるまちづくりを推進するとともに、盛岡城跡公園と、城下町らしさにこだわった、和風の風格あるまちづくりにより観光面での魅力の向上を図り、中心市街地における人々の交流と賑わいの回復を促進させることで、歩いて楽しむ街盛岡の実現を目指す事業である。 このことにより、「訪れたくなる中心市街地」に寄与する事業である。		
【事業名】 商店街リフレッシュ事業（チャレンジショップ） 【内容】 商店街の賑わいの創出や、新たな起業家の育成のため、中心市街地内の空き店舗を活用して、チャレンジショップを実施する。 【実施時期】 平成 18～24 年度	盛岡まちづくり(株)	本事業は、空き店舗を活用したチャレンジショップの開設により、空き店舗がにぎわい空間に再生するほか、出店者への助言指導を継続して行なうことにより、起業家のビジネス展開の支援につながり、雇用の拡大等にもつながることを目指す事業である。 このことにより、「賑わいあふれる中心市街地」に寄与する事業である。	盛岡市補助金	
【事業名】 商店街リフレッシュ事業（ベンチ等のストリートファニチャ） 【内容】	盛岡市商店街連合会	本事業は、商店街を誰もが利用しやすい環境に整備することで商店街の魅力向上が図られ、吸引力、回遊性が高まることを目指す事業である。 このことにより、「賑わいあ	盛岡市補助金	

商店街に、ベンチ等を設置し、高齢者や観光客など、誰もが利用しやすい商店街環境の整備を図る。 〔実施時期〕 平成 18～24 年度		ふれる中心市街地」に寄与する事業である。		
〔事業名〕 商店街情報発信事業 〔内容〕 商店街等の団体が主催するイベント等についてインターネット等により情報発信を行なう。また、トイレなどを記載した商店街マップを作成する。 〔実施時期〕 平成 7～24 年度	盛岡市 商店街 連合会	本事業は、商店街のイベント・市(いち)等の各種情報を、盛岡市商店街連合会のホームページや、都心循環バスでんむしの車内広告などを活用して情報発信すること、さらには公開されているトイレなどを記載した商店街マップの作成により商店街の魅力向上を目指す事業である。 このことにより、「賑わいあふれる中心市街地」に寄与する事業である。	盛岡市補助金	
〔事業名〕 商店街交通機関利用促進事業 〔内容〕 商店街、バス事業者等が連携し、公共交通を利用して商店街を訪れる来街者の増加を促進する。 〔実施時期〕 平成 19～24 年度	盛岡市 商店街 連 合 会・盛 岡市	本事業は、高齢社会の進展に伴い、車での移動が困難となり、バスの需要は高まっていくと予測されることから、バス利用者に対して利用券を配布すること等により公共交通機関の利用促進が図られるとともに、商店街の売上げ向上を目指す事業である。 このことにより、「賑わいあふれる中心市街地」に寄与する事業である。	盛岡市補助金	
〔事業名〕 盛岡ブランド推進計画の実施 〔内容〕 ①まちなみ保存活用プロジェクト ②もりおか水の恵み	盛岡ブ ランド 推進戦 略会議	本事業は、盛岡の有形無形の資産を再認識し、活用する事業である。このことにより、「訪れたくなる中心市街地」に寄与する事業である。		

活用プロジェクト ③盛岡特産品ブランド認証プロジェクト ④先人と文化振興プロジェクト 【実施時期】 平成 17～26 年度				
【事業名】 盛岡もの識り検定 【内容】 盛岡市の歴史、文化、産業、観光、自然、“盛岡通”を認定する検定試験の実施 【実施時期】 平成 18～24 年度	盛岡商工会議所	本事業は、盛岡ならではの有形無形の資産を再認識し、検定試験を実施する事業である。このことにより、「訪れたいくなる中心市街地」に寄与する事業である。		
【事業名】 冬季観光イベントの実施 【内容】 行政、商工団体及び民間団体・企業等が連携して、毎年2月「もりおか雪あかり」を実施する。 ①氷像、雪像の制作 ②スノーキャンドルの製作 ③年度企画 等 【実施時期】 平成 15～24 年度 (1月下旬～2月上旬)	もりおか雪あかり実行委員会	本事業は、観光客等が減少する冬季間の夜間に多くの人出を創出するため、市民参加イベントとして中心市街地において「もりおか雪あかり」を開催し、エリアとしての魅力が向上することで近隣の商店街が活性化され、集客力、回遊性が高まり、売上が増加することを目指す事業である。 このことにより、「賑わいあふれる中心市街地」及び「訪れたいくなる中心市街地」に寄与する事業である。	盛岡市負担金、民間協賛金	
【事業等名】 盛岡小さな博物館整備事業 【内容】	盛岡市産業まつり実行委員	本事業は、盛岡市内で生産された製品や生産工程及び資料等を直接工房や店舗で生産者等と対峙しながら見ていた	構成団体負担金	

行政、商工団体及び企業等で組織する盛岡市産業まつり実行委員会が、地場産品の理解向上や売り上げ増加につなげるため、市内の地場産品製造業者を「盛岡小さな博物館」に指定し、周知を行う。 [実施時期] 平成 17～24 年度	会	だくことを目的に「盛岡小さな博物館」の指定を進めながら、「歩いて楽しむまち盛岡」の魅力づくりに努め、中心市街地への観光客等の入込み拡大と地場産業の活性化を図ることを目指す事業である。 このことにより、「賑わいあふれる中心市街地」及び「訪れたくなる中心市街地」に寄与する事業である。		
[事業等名] 歴史的街並み保存活用事業（紺屋町界限） [内容] 代表的な景観のひとつである保存建造物などを開放しコンサート等を実施。 [実施時期] 平成 16～24 年度	盛岡市・盛岡まち並み塾	本事業は盛岡固有の歴史的財産を発見再認識する事業である。このことにより、「訪れたくなる中心市街地」に寄与する事業である。		
[事業等名] 盛岡ブランドおもてなしプラザ事業 [内容] 盛岡ブランドおもてなしプラザにおいて、盛岡ブランドの紹介を行うとともに、市民や観光客のくつろぎの場として使用。 [実施時期] 平成 18～24 年度	盛岡ブランド市民推進会議・おもてなしプラザ運営協議会	本事業は、市民や観光客等が、盛岡ブランドおもてなしプラザを利用することにより、人とのふれあいや盛岡の風土を再認識したり発見したりするための事業である。このことにより、「訪れたくなる中心市街地」に寄与する事業である。		
[事業等名] 盛岡城跡公園ライト	盛岡城跡・石	本事業は、盛岡固有の歴史的財産を発見や再認識する事		

アップ事業 [内容] 盛岡城跡公園をライトアップし、夜の魅力的な観光スポットとする。 [実施時期] 平成 19～24 年度	垣に灯りをと もす会	業である。このことにより、「訪れたくなる中心市街地」に寄与する事業である。		
[事業等名] 中津川の橋洗い [内容] 中津川と米内川にかかる 15 の橋を市民が清掃。 [実施時期] 平成 20～24 年度 （全体事業 平成 18～24 年度）	N P O 法人も りおか 中津川 の会	本市の特徴のひとつである橋について、清掃を通し盛岡固有の風土を発見再認識することにより、「訪れたくなる中心市街地」に寄与する事業である。		
[事業等名] 地域通貨「かじか」の発行 [内容] 清掃など中津川でのボランティア活動を企画し、市民等の参加に地域通貨を発行する。 [実施時期] 平成 18～24 年度	N P O 法人も りおか 中津川 の会	本事業は、中津川でのボランティア活動の対価として、地域通貨の発行を受け、商店街で使用する事業である。このことにより、「訪れたくなる中心市街地」に寄与するとともに、「賑わいあふれる中心市街地」に寄与する事業である。		
[事業等名] きらら化粧室 [内容] 市民や観光客等にトイレの提供店がわかる表示を設置。 [実施時期] 平成 16～24 年度	きらら な街盛 岡を創 る会	本事業は、市民や観光客に対するトイレ表示をすることにより、商店街のおもてなしの心を表す事業である。このことにより、「訪れたくなる中心市街地」に寄与するとともに、「賑わいあふれる中心市街地」に寄与する事業である。		

【事業等名】 きれいにし隊プロジェクト 【内容】 市民や商店街が協同で盛岡駅前や北上川河川敷などを清掃。 【実施時期】 平成 19～24 年度	きららな街盛岡を創る会	本事業は、盛岡の玄関口である盛岡駅周辺を清掃することにより、盛岡固有の風土を発見再認識することにより、商店街のおもてなしの心を表す事業である。このことにより、「訪れたくなる中心市街地」に寄与するとともに、「賑わいあふれる中心市街地」に寄与する事業である。		
【事業等名】 もりおか中津川めぐみ感謝祭「どんと晴れ中津川」 【内容】 中津川を活かしたまちづくりを目指すため、川遊び・雑魚取り、真夏の夢灯り等のイベント実施。 【実施時期】 平成 18～24 年度	NPO 法人もりおか中津川の会	本事業は、本市の特徴のひとつである川について、遊びを通し盛岡固有の風土を発見再認識する事業である。このことにより、「訪れたくなる中心市街地」に寄与する事業である。		
【事業等名】 盛岡城跡公園の池清掃 【内容】 自分たちの住む街を自分たちの手できれいにしていこうとする企画。 【実施時期】 平成 18～24 年度	いしがき文化祭推進フォーラム	本事業は、中心市街地の中心部である盛岡城跡公園の池を清掃することにより、盛岡固有の歴史を発見再認識し、またおもてなしの心を表す事業である。このことにより、「訪れたくなる中心市街地」に寄与する事業である。		
【事業等名】 ござ九等落書き一掃 【内容】 盛岡市内の各所に書かれた落書きなどが、街並みの景観を	NPO 法人もりおか中津川の会ほか	本事業は、街並みの景観の観点から、落書きを消すことにより、盛岡固有の風土を発見再認識し、さらには、おもてなしの心を表す事業である。このことにより、「訪れた		

損ねていることから落書きを消す環境美化運動。 〔実施時期〕 平成 19～24 年度		くなる中心市街地」に寄与する事業である。		
〔事業等名〕 盛岡城いしがき文化祭 〔内容〕 盛岡城跡公園開園 100 年を記念して開催。シンポジウムやライブなど市民参加型のイベント実施。 〔実施時期〕 平成 18～24 年度	盛岡城 いしが き文化 祭推進 フォー ラム	本事業は、市民の憩いの場であり、かつ歴史的資産である盛岡城跡公園において、市民参加型のイベントの実施により、盛岡固有の歴史や文化を発見再認識する事業である。このことにより、「訪れたくなる中心市街地」に寄与する事業である。		
〔事業等名〕 いしがきミュージックフェスティバル 〔内容〕 盛岡城跡公園においてミュージックフェスティバルを実施。 〔実施時期〕 平成 19～24 年度	いしが きニュー ミュージ ックフェ スティ バル実 行委員 会	本事業は、市民の憩いの場であり、かつ歴史的資産である盛岡城跡公園において、市民参加型のイベントの実施により、盛岡固有の歴史や文化を発見再認識する事業である。このことにより、「訪れたくなる中心市街地」に寄与する事業である。		
〔事業等名〕 もりおか城・石垣あかりの市 〔内容〕 中心市街地活性化のため、盛岡城跡公園で、さんさ踊りの披露や、盛岡ならではの商品を販売。 〔実施時期〕 平成 18～24 年度	盛岡商 工会議 所ほか	本事業は、市民の憩いの場であり、かつ歴史的資産である盛岡城跡公園において、市民参加型のイベントの実施により、盛岡固有の歴史や文化を発見再認識する事業である。このことにより、「訪れたくなる中心市街地」に寄与する事業である。		

〔事業等名〕 馬車運行 〔内容〕 馬産地「いわて」の歴史的背景を踏まえ、中心市街地活性化とまちなか観光の推進を目指して馬車を運行。 〔実施時期〕 平成 18～24 年度	南部盛岡馬車復活推進協議会	本事業は、馬車運行により、馬事文化を有していた盛岡の歴史性を再認識するとともに、新たなまちなか観光推進のための事業である。このことにより、「訪れたくなる中心市街地」に寄与する事業である。		
〔事業等名〕 つどいの広場「なつまつり」 〔内容〕 商店街や企業と連携し、子育てに関し情報交換を行うとともに、交流の場の提供を行う。また「社会全体で子育て」の機運を高めるイベントの開催。 〔実施時期〕 平成 19～24 年度	NPO 法人いわて子育てネット	本事業は、子育てに関するイベントを中心商店街で行う事業である。このことにより、「賑わいあふれる中心市街地」に寄与する事業である。		
〔事業等名〕 市（いち）の開催 〔内容〕 材木町・盛岡駅周辺地区・紺屋町などで、山菜・魚介類・花卉・アンティークなどの市を開催。（開催期間・時間については市毎に異なる） 〔実施時期〕 平成 20～24 年度	各実行委員会ほか	本事業は、市民の交流の場であり、かつ地産地消の場でもある市（いち）を開催する事業である。このことにより、盛岡固有の歴史や文化を発見再認識する場となり、「訪れたくなる中心市街地」に寄与する事業である。		

8. 4 から 7 までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項
(法第 9 条第 2 項第 8 号)

〔 1 〕 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

■公共交通機関の利便性の増進

(1) 公共交通機関の現状

- ・ 朝夕時に、幹線道路や主要な交差点などにおいて交通渋滞が発生している。
- ・ 公共交通機関の利用促進のため、オムニバスタウン事業などを実施し、バスの利用促進に努めている。
- ・ 公共交通機関による中心市街地への誘導については、新駅の設置やバスと鉄道の乗りつぎ利便性向上対策などを試みているが、利用者数は横ばい状態である。

(2) 公共交通機関の利便性増進の必要性

- ・ 公共交通を「中心市街地の活性化を促す重要な交通手段」として位置づけ、公共交通の利便性増進に向けた事業の展開が必要である。
- ・ 交通拠点施設の整備については、盛岡バスセンター周辺地区を一体的に整備し、ターミナル機能の強化を図り、中心市街地を含めた市域全体の交通処理の円滑化が必要である。

(3) フォローアップの考え方

計画期間の各年度の進捗状況を把握し、状況に応じて事業の促進などの改善措置を講じる。

■特定事業

(1) 特定事業推進の現状

- ・ 都市型新事業の立地促進施設整備事業については、平成 14 年度に、「盛岡市産業支援センター」を設置し、情報サービスやデザイン業などの新規創業者等に向けた支援を行なっている。
- ・ 中心市街地食品流通円滑化事業については、現在、中心市街地に立地する概ね半径 500m 圏内を商圈とする生鮮食品を扱う店舗は 10 数店舗ある。
- ・ 乗合バスの利用者の利便増進のための事業については、中心市街地では都心循環バスをはじめとしてある程度の運行本数を確保している。
- ・ 貨物運送効率化事業については、現在独自に集配施設を整備し対応している業者もある。
- ・ 都市型新事業については民間事業者による「家守事業」といった中心市街地内での新たな取り組みが進んでいる。

(2) 特定事業の推進の必要性

- 都市型新事業の実施企業等の立地促進施設整備事業については、既存施設の運用の適宜見直しなどで対応するとともに、民間事業者が取り組む家守事業といった都市型産業の実施や新規雇用創出に寄与する事業を支援する。
- 中心市街地食品流通円滑化事業については、近隣の同規模の店舗や小規模の店舗等の立地状況を勘案すれば、ほぼ中心市街地を網羅しており、新たに食品商業集積施設を整備する必要性は少ない。
- 乗合バスの利用者の利便増進のための事業については、鉄道とバスとの乗りつぎ促進などの対策を講じながら、公共交通のネットワークを確立し、利用促進を図ることが必要。
- 貨物運送効率化事業については、商店街や運輸事業者、警察等の関係機関との調整や、用地や経費などの問題も含め、コンセンサスを形成することが必要であるため、現段階では具体的な事業実施は見込めない状況にある。

(3) フォローアップの考え方

毎年、基本計画に位置づけた事業の進捗状況調査及び目標指標への効果を把握し、必要に応じて事業の促進などの改善措置を講じる。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
〔事業名〕 バスセンター周辺地区再整備事業（都市機能導入施設） 再掲 〔内容〕 バスセンターとその周辺地を含めた敷地の共同化と高度利用による複合施設を整備する。 ①調査計画	盛岡市・盛岡まちづくり（株）他	本事業は、敷地が手狭なためバスの車両増加に対応できない等機能を十分に発揮できない状況に加え、施設の老朽化が進んでいるバスセンターについて抜本的なリニューアルを図るものである。 本事業によりバスセンター敷地と周辺街区の安全性や防災性に配慮した一体的整備や、バスを主体とした交通ターミ	〔支援措置〕 社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業） 〔実施期間〕 ●調査計画 平成 20～21 年度 ●施設整備	

再生事業計画の作成 【実施時期】 平成 20～21 年度 ②施設整備 公益施設としてのバスターミナル機能の整備と都市機能の導入施設として共同住宅、ケアマンションや店舗・飲食及びクリニック、子育て支援等の福祉施設を整備する。 【実施時期】 平成 22～24 年度		ナル機能を中心に、商業機能など集客性の高い施設や多様な年齢層が共同で生活する居住施設等を併設した複合施設の整備を行い、古くからの経済的文化的中心であった河南地区の核施設として地区の魅力の向上と賑わいの創出を目指すものである。 このことから本事業は交通ターミナル機能による近隣・広域からのバス利用者や集客性の高い施設による来街者観光客等の増加と居住施設による定住人口の増加が期待でき、「賑わいあふれる中心市街地」に寄与する事業である。	平成 22～24 年度	
【事業名】 お城を中心としたまちづくり事業 再掲 【内容】 ①旧町名由来板の設置 ②ビクトリアロード整備 ③案内表示板整備 【実施時期】 平成 21～23 年度	盛岡市等	本事業は、城下町盛岡の原点であり、その象徴でもある盛岡城跡公園（岩手公園）を中心として、人々が交流する賑わいのあるまちづくりを推進するとともに、盛岡城跡公園と、その周辺部での案内表示板、誘導サイン、旧町名由来板の設置、並びに城下町らしさにこだわった、和風の風格あるまちづくりにより観光面での魅力の向上を図り、中心市街地における人々の交流と賑わいの回復を促進させることで、歩いて楽しむ街盛岡の実現を目指す事業である。 このことにより、「訪れたくなる中心市街地」に寄与する事業である。	【支援措置】 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画） 【実施時期】 平成 21～23 年度	盛岡城跡公園周辺地区

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
〔事業等名〕 もりおか交通戦略策定 〔内容〕 公共交通・自転車による中心市街地へのアクセス向上のためのハード・ソフト施策の実施計画策定 〔実施時期〕 平成 20 年度	盛岡市	本計画策定は、これまで個別に計画、実施されてきた交通施策について、都心アクセス性向上、都心回遊性向上という目的を絞り、各施策を関連付けた実施計画の立案により、より中心市街地活性化を支える交通体系の構築を目指す事業である。 このことにより、「賑わいあふれる中心市街地」に寄与する事業である。	〔支援措置〕 先導的都市環境形成促進事業 〔実施時期〕 平成 20 年度	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
〔事業等名〕 バリアフリー化設備等整備事業 〔内容〕 低床バスの導入 ①バリアフリー対応の低床バスを導入 ②H20～H24 までの期間、1 台／年度を導入 ③総事業費 90,000 千円 〔実施時期〕 平成 20～24 年度	バス事業者	本事業は人に優しい低床バスの導入により公共交通への転換を図り、基本方針である「暮らしや便利さを感じる中心市街地の形成」の実現を目指す事業である。 このことにより、「賑わいあふれる中心市街地」に寄与する事業である。	〔支援措置〕 地域公共交通確保維持改善事業 〔実施時期〕 平成 20～24 年度	
〔事業等名〕 公共交通活性化総合プログラム 〔内容〕 ①バス鉄道の共通乗	市、バス・鉄道事業者（国が必要	本事業は、利用しやすい料金体系の整備により公共交通への転換を図り、基本方針である「暮らしや便利さを感じる中心市街地の形成」の実現を目指	〔支援措置〕 公共交通活性化総合プログラム	

車券等の検討・実施 ②バス鉄道共通のお手ごろな乗車券の検討実施 ③市及びバス・鉄道事業者等の関係機関と連携しながら、国土交通省は関係機関が事業を実施するために必要な調整・支援を行う。 【実施時期】 平成 21～22 年度	に応じて 調整)	す事業である。 このことにより、「賑わいあふれる中心市街地」に寄与する事業である。	【実施時期】 平成 22 年度	
【事業名】 バス専用レーン、P T P S（公共車両優先システム）の設置 【内容】 バス専用レーン、P T P S（公共車両優先システム）の設置 【実施時期】 平成 19～24 年度	岩手県警察本部	本事業は、バス専用レーン等を設置しバスの定時性を確保することにより公共交通への転換を図り、基本方針である「暮らしや便利さを感じる中心市街地の形成」の実現を目指す事業である。 このことにより、「賑わいあふれる中心市街地」に寄与する事業である。	【支援措置】 特定交通安全施設等整備事業 【実施時期】 平成 24 年度	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 バスセンター周辺地区再整備事業（複合交通センター）再掲 【内容】 バスセンターとその周辺地を含めた敷地の共同化と高度利用による複合施設を整備する。 ① 1 階の交流広場・バスセンター待合等	盛岡市・盛岡まちづくり（株） 他	本事業は、バスセンター敷地と周辺街区の安全性や防災性に配慮した一体的整備や、バスを主体とした交通ターミナル機能を中心に、商業機能など集客性の高い施設や多様な年齢層が共同で生活する居住施設等を併設した複合施設の整備を行い、古くからの経済的文化的中心であった河南地区の核施設として地区の魅力の向上と賑わいの創出を目指す事業		



交流施設整備と区画道路整備 【実施時期】 平成 22～24 年度		である。 このことにより、交通ターミナル機能による近隣・広域からのバス利用者や集客性の高い施設による来街者観光客等の増加と居住施設による定住人口の増加が期待でき、「賑わいあふれる中心市街地」に寄与する事業である。		
【事業等名】 都心循環バス運行事業 【内容】 盛岡駅を基点に五つの中心商店街を結ぶ循環路線を走る 100 円バス（でんでんむし）の運行事業 【実施時期】 平成 12 年度～	バス事業者	本事業は、中心市街地内において利用しやすい料金体系で移動を確保し、交流人口の増加に寄与するとともに、公共交通機関の利用促進を目指す事業である。 このことにより、「賑わいあふれる中心市街地」に寄与する事業である。		
【事業等名】 時差出勤等実証実験 【内容】 現在行なっている時差出勤に、更にノーマイカー日の設定等を組み合わせながら拡大実施し、交通渋滞の緩和を図る実証実験を行なう。 【実施時期】 平成 21～24 年度	盛岡市	本事業は、時差出勤等の実施により朝夕の中心市街地・郊外間の快適な移動を確保し、交流人口の増加に寄与するとともに、公共交通機関の利用促進を目指す事業である。 このことにより、「賑わいあふれる中心市街地」に寄与する事業である。		
【事業等名】 公共交通利用促進事業 【内容】 ①バス利用促進等活動 バスマップやチラシ作成によりバスの利	盛岡市	本事業は、車利用者を公共交通であるバスへ転換することにより、基本方針である「暮らしや便利さを感じる中心市街地の形成」の実現を目指す事業である。 このことにより、「賑わいあふれる中心市街地」に寄与する		

用促進活動を行う。 ②まちなかおでかけパス事業 70 歳以上の市民がバス・鉄道を優待利用できるパス・切符を発行する。 【実施時期】 平成 24 年度		事業である。		
【事業名】 お城を中心としたまちづくり事業 再掲 【内容】 ①お城とその周辺地区において、商工団体や市民活動団体等との協働のもと、お城を中心としたまちづくり計画を策定する。 ②観光バス駐車場整備 ③歴史的景観をテーマとした都市景観シンポジウムの開催 ④様々なイベントについての情報発信 【実施時期】 平成 19～24 年度	盛岡市等	本事業は、城下町盛岡の原点であり、その象徴でもある盛岡城跡公園（岩手公園）を中心として、人々が交流する賑わいのあるまちづくりを推進するとともに、盛岡城跡公園と、城下町らしさにこだわった、和風の風格あるまちづくりにより観光面での魅力の向上を図り、中心市街地における人々の交流と賑わいの回復を促進させることで、歩いて楽しむ街盛岡の実現を目指す事業である。 このことにより、「訪れたい中心市街地」に寄与する事業である。		
【事業名】 遊休不動産を活用した家守事業～現代版家守によるまちづくり～ 【内容】 中心市街地（菜園）に存在する遊休不動産を利活用して、市内及び盛岡広域圏に埋もれている人材に	民間事業者等 (MORIoka 3rings)	本事業は、中心市街地に存在する遊休不動産について、民間事業者による利活用を図ることで、中心市街地エリアの価値創造と不動産の価値創造を目指す事業である。 本事業の実施により、中心市街地内のオフィスビル内のフロアを、各分野のクリエイターを集結させる場とすることにより、表現の場が無く埋もれて		

稼動の場を提供する事業を支援する。 【実施時期】 平成 20～24 年度		いた人材がこのエリアに集い、中心市街地（徒歩圏エリア）の価値増進を図る。 併せて、中心市街地内に存する遊休不動産に対する新たな投資誘発に資する。 このことにより、「賑わいあふれる中心市街地」に寄与する事業である。		
--	--	---	--	--

◇ 4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所

